

2013. 2. 3

NPO法人シンクキッズシンポジウム
パネルディスカッション

後藤： それでは、今からパネルディスカッションを始めさせていただきます。資料の中にプロフィールが入っておりますので、それを見ていただければと存じます。それと、資料の中に木村先生と山田先生の資料、レジメがございますので、それを御覧いただければと存じます。では、4名の方にパネラーをお願いをしております。まず、木村光江先生でございますが、お席の真ん中の、現在、首都大学東京の法科大学院の教授をされておられます。厚生労働省医道審議会委員、内閣府男女共同参画会議専門委員、文科省中央教育審議会専門委員等をされておられます。で、刑法で大変学生向けの教科書をはじめ、各種御論文、御著書を書かれておられますが、特にプロフィールのところに書いてございますが、「強姦罪の理解の変化、性的自由に対する罪とすることの問題性」、「児童ポルノ処罰とサイバー犯罪条約」等々、女性、子どもに対する犯罪に対する御造詣が大変深い先生でいらっしゃいます。で、次に、山田不二子先生でございますが、これは、プロフィールを裏に一面。

山田： すみません。

後藤： でございますが、現在神奈川県伊勢原市で医師をされておられますかたわら、そこに書いてございますような子供虐待防止のための様々なNPO団体の活動をされていらっしゃいます。略歴にも書かれてございますが、東京都の児童相談所、あるいは千葉県の児童相談所ですかね、あるいは、神奈川県横浜市のそれぞれ自治体から、専門医として様々な鑑定をはじめ、御相談、御依頼を受けておられる先生でございます。日々、虐待問題の解決に尽力されておられる先生でございます。で、次、お三方目がそちらの、向かって皆様の右側の席の真ん中の橋本佳与さんでございます。橋本さんは、現在、読売新聞大阪本社の社会部次長をされておられます。大阪府警の記者クラブ等にもおられましたが、特に、2010年に、読売新聞大阪本社で、キャンペーン「性暴力を問う」という連載記事を書かれまして、大変詳しいといひますか、よくぞここまで取材したなと思うような記事でございます。その中心となった方ございまして、大変虐待問題にも詳しい方でございます。その単行本、「性暴力」という本も出されておまして、一連の報道は坂田記念ジャーナリズム賞特別賞を受賞をされております。次、最後でございますが、皆様から向かって一番右が小笠原和美さんでございます。小笠原さんは、1994年に警察庁に入庁されまして、米国コロンビア大学留学等々、昨年まで福島県で警務部長をされておられましたが、昨年の4月に警視庁広報課長に

就任をされておられます。この肩書からはそれとは分からないんですけども、小笠原さんは、警察庁に勤務され、この性暴力犯罪に対して研究といたしますか、取組を進めておられまして、ここに書いているような著作、あるいは講演等を多数されておられます。また、外部の医師の先生でありますとか、いろんな研究者の方とか、勉強会を開催して、非常に精力的にこの問題に取り組んでおられます。正直、私は、今回のシンポジウムで、警察庁の誰かに是非お願いしようかと思ったときに、小笠原さんしかいないということでお願いをさせていただいたわけでございます。本日は、それぞれのお立場で、大変本問題に詳しい先生方にお話をさせていただきますので、皆様、是非お聞きいただければと存じます。それでは、まず最初に、各パネリストの方から、10分から15分程度、本問題に関するそれぞれのお立場からの問題意識、御見解等を御自由にお話しいただければと存じます。まず、山田先生からお願いいたします。

山田： こんにちは。今御紹介にあずかりました山田でございます。与えられたお時間、15分ということで、今日お話しすることはポイントとして三つくらいございますので、各課題ごとに5分くらいでお話をさせていただきます。まず、お手元に資料を出していただけますでしょうか。スライド用にできている枠がついてるのが三つ1ページに並んでいて、右側にメモが取れるようなスタイルになってる資料です。最初のテーマとしましては、私たち医療者が虐待に対してどういう対応をしているかということの大ざっぱなまとめですけども、私もそうですが、卒後、さっきちょっと計算したら、27年弱たっているんですね。で、学生のとくに、医学部のときに、虐待について習ったかって、子供虐待、虐待という言葉は一応聞いてますし、母性剥奪症候群と訳される、今で言うネグレクトですけども、そのことも若干数分程度の講義を受けた記憶はありますが、それがどういう法律的な位置付けがあるとか、どういう対応をしなきゃいけないかということは、全く教わっていないんですね。ですので、私の世代よりも上の人というのは、虐待はないものというふうに教育を受けていたのとほぼ等しいわけです。そのために、目の前に子供たちが外傷を負ってきても、それから、体重増加不良という症状をていして現れても、それを虐待よりも別な疾患なんじゃないかとか、事故なんじゃないかという目で見て、どうしてもそれで説明できないときだけ虐待を疑うとか、もう誰が見ても、この子は誰かによって、他者によって暴力を振るわれたに違いないということがはっきりするケースだけを虐待と扱うとか、そういうことがあって、医療機関が虐待の発見機関として現時点では余り機能していないというのが現状です。その問題として、一つには、医学部教育、先ほど申し上げたとおり、不十分であるということとともに、不十

分であれば、虐待を疑うことができない、でも、もし疑ったならば、本来ならば、子供の安全確保ができるのが病院ですよ。他のところは、ほとんどの子供が通うような学校にしろ、幼稚園にしろ、保育所にしろ、泊まる設備はないわけですが、病院というところはちゃんと入院機関というのがあるわけですから、子供の身柄を安全に入院させることができるわけですが、虐待を疑ったときには、安全確保のために入院という手段を取らなきゃいけないんだということを知らないお医者さんもたくさんいて、疑ったけれども、家に帰して、また再被害、いついつ来なさいよといっても、いついつ来なさいよといって来てくれるわけがないわけですから、またそれで見逃していくというようなことも起こっています。いろいろ問題ありますけれども、じゃあ、本来どういうことをやるべきかという、そこに書いたとおり、まず、虐待を疑い、疑われれば、基本的に入院をさせ、身体症状がほとんどないために、心理的虐待が主体である場合は、例えば、市町村等と連携するというような形で対応しなきゃいけないわけです。例えば、ネルソンという小児科の教科書に書いてあることなんです、医療者が発見した虐待、ネグレクトを、何の介入もせずに子供を帰した場合、25パーセントは再発をし、5パーセントは死亡するって書いてあるんですよ。だけど、そんな基本的な知識も知らずに、平気で子供を帰しているという現実がありますね。とはいえ、少しずつ対策も進んできていて、臓器移植法が改正されたことと関連してですけども、医療機関の中に院内虐待防止委員会等の、ここには子供虐待対応院内組織と書きましたが、そういったものが設置されてきています。ただ、現実問題として、自分の医療機関が臓器提供施設として認定されるために、形だけ院内虐待防止委員会を作ったと、それで、虐待対応マニュアルを設置した、けれども、院内虐待防止委員会って何をしたらいいのか分からないというような状況の病院もたくさんありますので、この子供虐待対応院内組織をきちっと機能させるような手続というのにも必要とされています。じゃあ、もし、その子供虐待対応院内組織が機能したとしたら、何をするかというと、虐待とネグレクトや、その他の事故や疾病との鑑別をし、虐待の疑いが拭い去れないかぎり、きちっと通告をするということですね。そして、地域や児童相談所と連携をしていくわけですけども、もう一つ、先ほど、多機関連携という文言が幾つか後藤さんの資料等にありましたが、日本の一つの大きな問題として、岡本顧問先生もおっしゃってましたけど、虐待というのは犯罪なわけなんです。そうですよねといっても、なかなかうんと言ってくれる人か少ないというのが現実なんですけれども、虐待は犯罪なんです、児童福祉問題で取り扱おうというのがすごく主流になっていて、犯罪として扱うのは、もう極端に、命が危ないとか、このままでは死亡してしまうとか、若

しくは非常に重たい後遺症を負ったというケースだけなんです。だから、基本的に警察の課題になっていない、で、警察が介入したとしても、児童相談所との連携がうまくいっていない、だから、ここのところを児童相談所と警察と検察がきちんとチームを作って、子供虐待に対応するということが必要なんですけれども、そこが全然、縦割り行政なのか、省庁の壁なのか知りませんが、話を幾らそういう課題を持っていっても議論がなされないということが今の最大の課題だと思います。例えば、身体的な虐待、身体的なネグレクトの場合は、児童相談所と警察と検察と医療機関が対等な関係で連携をするシステムが必要ですし、後でお話ししますけれども、性虐待の場合は、児童相談所、警察、検察と司法面接をする面接者がいるんですが、その専門的な面接のできる人とがチームを組んで対応することが必要で、そういうのを多機関連携チームというふうに私たちは訳してますけれども、元の英語は、マルタイ・ディスプリナリ・チーム、マルタイというのはたくさんという意味で、ディスプリンというのは専門家がいろんな専門性を持ってる、その専門という意味ですが、マルタイ・ディスプリナリ・チームで、幾つものたくさんの専門家がチームを組んで対応するというのを国家的なプロジェクトとしてやっていない先進国は、もう日本くらいになってるんですね。非常に遅れていますので、まずMDTを制度化していくということが必要だと思います。で、続いて、医療者が虐待を見逃しているということ等もありますし、警察が体中傷だらけだったりすれば、虐待を疑うわけですが、特殊な虐待で、乳幼児揺さぶられ症候群というのがあるんですが、そういうのだと、体に全く傷がない、あっても本当にあざが幾つかあるか程度、なのに、赤ちゃん、乳幼児が死亡したり、重たい障害を負ったりすると、そういう特殊な虐待があるんですが、体に何も傷がないので、何でこの子は死んじゃったのかね、赤ちゃん、弱いから死んじゃったのかしらといって、虐待というまなざしを持たずに、そのまま捜査もせずに終わっているというような事件も相当ありますので、そういったものを見逃さないようにするにはどうしたらいいかということで、厚生労働省の科学研究班でも議論しているところですが、次のテーマとして挙げてるのがチャイルド・デス・レビューです。で、チャイルド・デス・レビューというのは、日本語では、ここは子供の死亡事例検証制度というふうに訳して書いてありますけれども、これも先進国にはどこの国にもあって、尊い子供の命、国家の宝である子供が、防げることができた死亡でもし命を落としたのであれば、その死から学んで、児童虐待だけであっても、児童相談所だけ、保健所だけが議論し、厚生労働省管内だけで議論しても見逃しは分からないんです。さっき言ったように、警察が見逃してる可能性もあるわけですし。ですので、虐待の見逃しの検証だけで

あったとして、ちょっとその前にもう一つ言っておかないといけないのは、死亡事例検証を全然日本がやってないかという、それは間違いで、虐待で死亡した、ネグレクトで死亡したということがはっきり分かっている事例については、厚生労働省が死亡事例検証をやってますし、重大事例が発生した場合は、その自治体が死亡事例検証をしなければいけないことになっています。でも、それは、あくまで虐待かネグレクトであることがはっきり分かっているケースだけなんです。で、私が今問題視してるのは、虐待やネグレクトで死亡したにもかかわらず、それが見逃されてるケースは何ら検証されてないという問題です。そこをきちっとやるためには、見逃しの可能性を全部いろんな方面から検証しなくてはいけないので、多機関が連携しなくてはならないと、個別のケースでも、先ほど言ったとおり、多機関連携が必要ですが、虐待死亡事例の見逃しを検索するためにもそれが必要。また、子供が死亡するときに予防できる死というのは、虐待もありますけれども、もう一つ、事故による死亡だって、本当は予防できるものはたくさんあるわけです。でも、数年前ですかね、割と話題になったのは、シュレッダーに指を突っ込んでしまって指を切ってしまう子供たちがたくさんいると。あれは問題になって、当時消費者庁があったかどうか知りませんが、その子供が指挟みをしないような手だてをプロジェクトとして組んだというのがありました。あの種のことで子供が命を落としてるということがあって、例えば、どこかから落下しやすい遊具があって、そこで頭を打ってる子がたくさんいたとしても、その一人の命のデータというのが公表されない、また、それに対して手だてを取られない、だから、同じ事故に遭う子供たちがたくさんいるというのが現状なんです。で、事故情報は警察が持ってますけれども、それがパブリック・インフォメーション、私たちが共有すべき情報として提供されないために、その事故情報というのが予防に生かされていない。また、特に日本の場合、1歳から5歳までの子供の死亡率というのが先進国の中で非常に高いんですよ。周産期死亡率はものすごく低くて、母子保健というのが充実してるということは世界が認めているわけですが、1歳から5歳までの死亡率が高いのは、今言った事故の予防策を国家としてきちっと取らないからなんです。だから、事故を予防すること、それから、このところ、非常に大きな問題となってる子供たちの自死の問題です。これだって防げるんですよ。だから、子供の命を本当に尊ぼうとしたら、虐待、ネグレクトで死亡する子を防がなきゃいけないし、同じような事故が繰り返されてるんだったら、その施策を取って、事故が繰り返されないようにしないといけないし、自殺だって、自死だって、その子の背景、今置かれてる状況をきちんと見ていけば、そこで援助をすることによって防げるものなんです。その防

げる死というのをきちんと見ていきましょうとってやらなければいけないのがこの子供の死亡事例検証制度なんですけど、先ほど言ったとおり、省庁の壁が妨害になって、障壁になって、この制度すらも設置できないという現状があります。で、三つ目の課題が性虐待なんですけれども、先ほど、子供の安全基本法でしたっけ、子供安全基本法ですか、いいなと思ってお聞きしていたんですが、児童虐待防止法というのは、条文を見ていただければ分かると思いますが、加害者を保護者というふうに規定されてるんですね。で、被害児は18歳未満の児童です。児童のほうは、未成年と児童をどうするかとか、そういう議論が必要になるんですが、加害者が保護者しか認定されてないために、例えば、同居人が、母子家庭に男性が入ってきて、若しくは、同棲か、半同棲か、通い婚の状態のようになっていると、この男性がガールフレンドの子供に暴力を振るったり、性虐待をした場合、同居人の虐待というのはどういうふうに児童虐待防止法でみなされるかというと、保護者のネグレクトなんです。だから、同居人が性虐待をしている数というのはネグレクトに入っちゃってて、実はちゃんと児童相談所は把握してるのに、統計には出てこないんですね。兄弟間の性虐待というののもかなりあると言われてます。でも、兄弟間の性虐待も、これは保護者による虐待ではないので、自分の子供が別の子供に性虐待をしているのを見逃していた、若しくは放置していた保護者の虐待なんです。兄弟間性虐待はみんなネグレクトに入っちゃってるわけです。で、性虐待が3パーセント、今回最新のデータだと2.5パーセントまで減ってます。割合が減ってます。実数は若干増えてますけど、2.5パーセントしかない理由というのは見付かっていないというのが一番最大の原因ですけれども、見付かっていても統計にすら載っていない、つまり、子供の性虐待ってどれだけ重大なことなのかという一番所轄しなければいけない厚生省が統計から外しているという現状があるんですね。もっと言うならば、例えば、身体的虐待で受理をした子供が、この子供をおうちに帰すのは危ないからといって、児童養護施設や里親さんに委託した児童養護施設に入所してもらったりして、安全を確保した。それで、安全が確保された状態で、子供が、実はぶたれていただけじゃないんだ、蹴られていただけじゃないんだ、性虐待を受けていたんだ、触られていたんだ、挿入されていたんだということを発言するわけですよ。告白してくれるんです。でも、それは、主たる虐待として受理したときには分かっていたので、後で判明しても、それは統計に載らない可能性があるんですね。またそこで受理をしてくれればいいですけども、そこはもう措置してる子だからいいやといって統計に載せない可能性もある。いろいろ実はもっと一杯、児童相談所ですら、把握していても、それが統計に反映されていない、で、統計が出て

きて、日本は性虐待なんか少ないじゃないかといって、ないもののように扱われているという現状があるんです。それが暗数の問題ですけど、それとともに、性虐待は、身体的虐待、例えば、体罰は身体的虐待なわけですよね。といって、またイエスと言ってくれる人はあんまり多くないのかもしれないけれども、日本では、先ほど言ったように、加害者が保護者に限定されているために、家族外の人が子供に暴力を振るったり、性加害、若しくは性的な刺激に子供をさらしたり、それから、心理的に罵倒したり、差別をしたり、なじったり、脅したり、子供にやってあげなければいけないことをしなかったりということを家族外の人がしても、これは児童虐待の範疇に入っていないわけですよ。ですよね。定義上、家族外、保護者がやったことが児童虐待ですから。で、体罰の場合は、十分に対応できてるとはとても思いませんが、親御さんが気付いてくれれば、何らかのSOSを出すことができるかもしれない。体罰は体に外傷が残ったりするので、親御さんが気付くことができるから。でも、学校の先生に触られています、幼稚園の先生に触られています、何かひわいなことを言われましたというのは、何も体には現れませんから、親が子供の異変に気付くことができないかぎり、ないものになっていくわけです。性虐待というのは、身体的虐待、ネグレクトも、家族外の場合、あります。体罰のようにありますけれども、それ以上に多数が何もなかったことのように扱われている。性虐待の中で、家族外のものは実はたくさんあるのに、全くそれが虐待として扱われていない。だから、ここで私が申し上げたいのは、虐待の概念というものをもっと広げて、子供より優位な立場にいる人間が、その優位性を使って、子供に暴力を振るったり、性的な刺激にさらしたり、性加害をしたり、心理的に暴言を吐いたり、子供になすべきことをしなかったら、これはたとえ親じゃなくても、保護者じゃなくても、子供虐待と認めていくんだというふうに体系を変えていかないと、きちんとした施策はできないんじゃないかというふうに思うわけですね。で、続いて、もうちょっと具体的な話ですけども、性虐待というのは、手なずけ行為から始まって、子供が反抗しない状況を作りながら、エスカレートしていったって、全てのケースが挿入を伴うとは言えませんが、だんだんエスカレートして重篤化していくという傾向を持ちます。見知らぬ人が子供に性加害をするときは、性の欲求を達成すればいいから、1回で暴力、力づくでもやるかもしれませんが、家庭内でやるときには、子供に暴力なんか振るったら、子供は次にはノーと言ってきますので、そう言わせない、言われないようにうまいこと手なずけて、自分の力学の中にかからめ捕っていったって、子供が嫌とも言えない、逃れることもできない、そういう状況で繰り返されてるわけですよ。そうしたら、その状況の子供が、自分の大好きなお父さん、

性虐待は嫌だけれども、お父さんは大好きと言ってる子も一杯います。お兄ちゃん、大好きという子も一杯いるんです。性加害者をみんな嫌いになるというのは、それは間違ってます。嫌いになる子もいますけれども、嫌いにならない子もいる。そういう子供が好きな人を訴えるということを課しているわけですね、親告罪というのは。せめて子供の性虐待は告訴を必要とする親告罪から外さないと、で、たとえ憎い、処罰したいと思っても、自分がそうやって告訴すれば、他の家族が壊れたり、お姉ちゃんのせいで、うちの家族はばらばらになったという家族の力学の組立てが変わってしまうことの責任を被害児が負わなきゃいけない体制になっちゃうんです。なので、子供が告訴をするという大きな負担を取り除かないかぎり、性虐待対応はできません。また、検察官が自分の職務として起訴をしてくれれば、自分が受けた被害を国が裁いてくれた、国が加害者に対して何らかの処罰をしてくれようとした、それが、彼らにとって、自分が悪かったんじゃないんだということを実感する現場になるんですね。それによって、子供は、じゃあ、次にどうしようという回復の道に進めることが多くあります。だから、処罰というのは、ただ単に加害者に対してやるものという意味も大きいとは思いますが、子供にとっても、国家が、自分ではなくて、自分が訴えることではなくて、国家がこれを犯罪として取り締まってくれた、処罰してくれたということで、だから、私は胸を張って生きていいんだと思えるんですよ。そのためにも、これは重罪だとして、子供の人生を全て狂わしてしまう犯罪ですから、何とか国の問題としてこの親告罪というのを取りやめて、非親告罪にしてあげてほしいと、それはもう本当に切に思います。それとともに、虐待のことを、児童相談所はもちろん自分たちの仕事ですから、一生懸命やってくれてるわけですが、余りにひどいということで、例えば、児童相談所から告発をしようとして警察が絡んだとしても、加害者が誰であるか、いつ起こったことであるか、そして、どこで起こったことであるか、その誰、いつ、どこがはっきりしないと、他の犯罪との区別ができないとか、誤認逮捕をしてしまうとか、いろいろあるらしくて、その辺の捜査の技術のことは分かりませんが、とにかく時の特定を言われるわけですよ。でも、先ほど言ったとおり、虐待というのは、抵抗できない状態で、何度も何度も、1日に何回もあるかもしれない、たまにかもしれないけれども、繰り返されてるのを、子供がいちいちいち何月何日に何されましたって書いていられるわけがないじゃないですか。時の特定なんて基本的に不可能なんです。でも、時が特定されなければ、犯罪にならないです。時の特定のできないものは犯罪として認められないなんていったら、子供は救われません。特に、子供にとって、誰がどこで何をしたというのは目に見える現象だから、かなり記憶に

残りますけれども、それがいつだったというのは、いつというのは、皆さんも分かると思うんですが、抽象的なものであって、カレンダーにでもつけておかないかぎり覚えられないですよ。視覚の記憶で残せるものではないので、それを子供から聴き取るというのは、子供にとってすごく負担ですし、でも、子供は大人に従わなきゃいけないと思うから、いつだったのと言ったら、答えちゃうんですよ。でも、大抵答えてるのは思いつきで答えてますから、若しくは、この辺かなと思ってあやふやな記憶で答えるので、調べてみたら、アリバイがありましたといって、また犯罪がないことになっていると。こういうことの繰り返して、虐待を受けている子供たちが救われない状況というのがもう蔓延しています。その幾つか突破口になるのが、先ほど言った非親告罪化と、それから、時を特定していなくても犯罪として認定してもらえる制度、それが虐待罪という名前なのか、身体的虐待と性虐待を分けて、その二つの罪を設けるのか、それは司法家の方たちに考えていただきたいんですけれども、時が特定されなければ、傷害罪が成立しないとか、強姦罪が成立しないとか、強制わいせつ罪が成立しないといっていたら、身体的虐待や性虐待を受けている子供は、1回のレイプを受けた子供が、どこどこで、誰々にこういうことをされましたといったら、その子はきちっと被害者として扱ってもらえるかもしれないけど、家の中で100回性交を受けていても、時が特定されないために、何ら国家がその子の犯罪を認めてくれないということが続いているわけで、その辺りについて、法律の制定を希望すると。大分延長してるので、終わりにします。

複数：（拍手）

後藤： はい。ありがとうございました。日々、多くの虐待事例を見ておられて、課題を数多く実感されておられます。ありがとうございました。次に、木村先生から発言をお願いいたします。

木村： はい。御紹介いただきました木村でございます。今日は、こういう場でお話しさせていただくことを大変光栄に存じます。どうぞよろしくお願いいたします。で、私からは、簡単なレジュメですけれども、作らせていただいていますので、それも御覧いただきながらお聞きいただければと思います。子供に対する性的虐待と刑事法ということで、私は現場に出てというような立場ではないものですから、少し抽象的なお話になってしまうかもしれませんが、御容赦いただきたいと存じます。子どもに対する性的虐待について、刑罰を科すとするれば、どのような手だてがあるのかと、現行法ではどうなっているのかということをお話しさせていただくというのが今日の私の趣旨でございます。まず最初に、犯罪被害者保護と児童虐待防止法と書いてあり、そこに一連の立法を書かせていただきましたが、もう10年以上前になりま

すけれども、この頃、それこそ警察の方々、あるいは、被害者団体の方々を中心にして、大変な努力がなされて、これらの一連の立法がなされたというふうに思います。刑事法に携わっておられない方々から見れば、いや、これは当然重要なことなんだから、こういう立法ができて当たり前じゃないかと思われるかもしれないんですけれども、刑事法は、本当に立法に手間が掛かるというふうに言われてまして、たいへんな努力があったからなんでしょうけれども、一連の立法ができるというのは、実は研究者からはちょっと信じられないような目で見ておりました。なので、こういう立法がなされたというのは、それだけ被害が大きかったというか、重大な被害が数多くあったということなんだと思います。最初に書かせていただきましたように、ここに示された立法が表現してるものというのは、被疑者から被害者へという、考え方の大きな転換があったんじゃないかというふうに思っております。どういうことかと申しますと、先ほど岡村先生のほうからも詳しくお話がありましたけれども、言わば、刑事司法においては、被害者というのは、言葉は悪いですが、蚊帳の外に置かれたような状況で、むしろそうあるべきだというふうに我々もそれこそ学生の頃から教え込まれていました。刑事司法というのはリンチではないんだと、被害者が表に出てきて何か報復するというようなことは許されないんだというのをずうっと教わってきました。なので、刑事司法というのは正に検察官と被疑者とされている人間とが対立する構造であるというふうに考えられてきたんですけれども、被害者の声というのがようやくこの間、大変な御努力の結果だと思えますけれども、認められてきて、一連の立法は、結局被害者の声が出た立法だというふうに思います。今までそれこそ被害者というのが蚊帳の外に置かれた状態が、法律でちゃんと声を上げることができるというのを認められてきたというのがこの立法なのかなというふうに思います。この被害者の声をこういう立法に反映させたということの非常に大きな効果といいますか、それと並んで重要なのが、それまで、法は家庭の中に入らないという大原則があったわけですが、それが、被害者の声というのが表に出ることによって、いや、家庭の中だって大変なことが起こってるじゃないかと、で、そういう場合には、やはり司法の手が差し伸べられるべきなんだということが表に出てきた、みんなの認識がそういうように変わってきたというふうに思います。そのような状況の中で、では、子どもに対する性的虐待に対する刑事的な制裁というのはどのような状況なのかというのを2番目にお話ししたいと思います。大きく分けますと、刑法上の犯罪と特別法上の犯罪というのがございます。まず、刑法上の犯罪としては、そこにありますように、強姦罪とか強制わいせつ罪とかというのがあるわけなんですけれども、それと準強姦、準強制わい

せつですね。特別法犯としては、その1ページ目の下のほうにあります児童福祉法というのがかなり大きな役割を果たしているというふうに思います。さらに、いわゆる虐待ということとは一応区別はされるのかもしれませんが、レジメの裏になりますけれども、児童買春であるとか青少年保護育成条例というのも、これに関連した刑事罰則を持つものとして、やはり視野に入れておくべきだろうというふうに思います。まず、表に戻っていただいて恐縮ですが、刑法上の性犯罪規制としては、そこにありますように、176、177、178という条文があるんですけども、強姦と強制わいせつに関して、右側に図にありますように、これは、飽くまでも警察庁の統計を利用させていただき、暗数が非常に多いだろうとは思いますが、認知された数だけですが、それでも10代の被害者が非常に多い、強姦も強制わいせつも10代の被害者が圧倒的に多いというのが現状です。条文の下に書いてある一つ目の丸のところにありますように、基本的には、いわゆる強姦罪とか強制わいせつ罪というのは、性的自由に対する罪だと、つまり、同意なくそういうことをされることが被害なんだというふうに考えられています。ただ、そこにありますように、13歳未満の場合、及び準強姦、準強制わいせつ、典型的なのは、お酒を飲まして、よく分からない状態にして強姦するというようなのが典型ですけども、そういうような場合には、もちろん同意の有無なんて問題になりませんので、暴行、脅迫がなくても成立するということになります。また、先ほどから何人もの先生方からお話がありましたように、これは飽くまでも親告罪です。親告罪の問題性というのは、多くの先生方から御指摘されているところですけども、特に子どもの場合には、正に告訴がとても望めないというような状況だというのは、法律の専門の人間からもしばしば指摘されるところです。そこに参考として書きました男女共同参画会議の昨年の7月に出された報告書なんですけれども、そこでは、専門委員会のほぼ全員ととってもいいと思いますけど、委員の意見として、強姦罪、強制わいせつ罪に関して、非親告罪化すべきであるという提言がなされています。もちろん反対の意見もありましたので、両論書かれていますけれども、ほぼ全員に近い委員が親告罪を外すべきだというふうに述べて、で、それが報告書に反映されているという状況でございます。次に、児童福祉法ですけども、児童福祉法は、これは、そこにありますように、31条1項の6号で、児童に淫行させる行為というのを処罰対象にしています。これも文言が淫行させるというふうになっているので、もともとは子どもに売春をさせるというようなことを想定して作られた条文です。ただ、もともとは他人の淫行の相手をさせる行為を処罰していたものですけども、現在は、自分が相手になるというような場合も含むように拡大されています。こ

これは、判例がそういうように拡大解釈、それこそ警察、検察の努力で、そういう解釈を裁判所に認めさせたということだと思いますけれども、そういうような運用になっております。そこにありますように、実父とか養父による事案についても適用がなされています。そこに挙げさせていただきました判例タイムス、これは2002年の論文ですけれども、池本さんという当時横浜地家裁の判事だったと思いますが、それこそ判例集に載っていないような事案についても検証を加え、実刑率が非常に高いという指摘をされているんですが、刑の重さ自体は、決して、常識的に考えると、重いものではないんですが、刑の重さ自体は、決して、常識的に考えると、重いものではないんですが、当時、もう10年ぐらい前なんですけれども、親が子どもにそういうような行為をするということについて、実刑が普通の事案よりは高いですという指摘をされていて、やはり当時から重大な侵害行為だということは裁判所も認識しているということだと思います。ただ、刑の重さは、必ずしも、特に親の子に対する場合、これは、淫行処罰というのは、別に実父とか養父だけではなくて、他人も成立しますので、主体に制限はありませんから、成立しますけれども、親子の場合には、必ずしも刑がそれほど重くないというのが現状のようです。そこで問題になるのは、事実上の影響力を持ってそういう行為をするということが必要になるんですけれども、これは、親族であるとか、教師であるとか、雇用主であるとか、そういうような者が事実上の影響力を持って行ったかどうかというのを具体的な事案ごとに判断するということになります。ですので、先ほどから何人かの先生からお話があったように、特定の身分を持った者については特別類型を作るというようなこととはちょっと違うんですけれども、実際には、このようなこの法律によって、ある程度は拾えているというのが現状かと思います。また、その他の特別法に関しては、それこそ虐待とはちょっと違うんですけれども、児童買春等処罰法で、いわゆる対償、つまり金品等を与えるという代わりに性行為を持つ、あるいは性的類似行為をするということが児童買春防止法の児童買春として処罰の対象になっているということがあります。あとは、暴行、脅迫もなく同意もあると、また、別に金品を与えるということもないと、そういうような場合、言わば最後に出てくるというか、最後のとりでになっているのが青少年保護育成条例なんですけれども、これは、18歳未満に、そういう性交、あるいは性交類似行為を行ったという場合には処罰の対象になりますが、御承知のように、これは、法定刑は非常に軽いということになっております。で、最後に、今後の課題ということなんですけれども、先生方の御指摘のとおりで、いわゆる児童虐待を正面から捉える法律というのはないというのが現状です。ですので、重大な被害の場合には、殺人罪とか、傷害致死だとか、強姦とか、強制わいせつとか、そういうよう

な今ある手持ちの法律で対応するというのが現状ということになっています。では、刑法に特別類型、作ったほうがよろしいのかというような議論は当然あると思います。で、そのときの参考になるのが、刑法改正素案、これは大分前ですけれども、もう昭和49年ですから、1974年だと、もう三十何年前に作られたもので、結局これは日の目を見ないで改正はなされませんでしたけれど、そこで、一定の身分がある者が偽計、あるいは威力を用いて行った場合、あるいは、精神障害の状態にある者を保護する者が姦淫した場合というのも特別類型として設けるというふうになって、そういう法案が作られたことがあります。ただ、これは、御覧になれば分かるように、法定刑が軽いんですね。むしろ強姦とか強制わいせつよりは軽い。で、特別類型を作るとなると、どうしても要件をやや緩める、つまり、強盗とか強制わいせつだと、暴行、脅迫が要件になってますけど、この場合は偽計とか威力で足りるということになってしまうと、どうしてもいわゆる強姦とか強制わいせつほどは重くできないという問題があります。ただ、これは、それこそ三十何年前の議論なので、今のように親が子どもに対してそういう行為をするというようなことがこれほど世の中で問題視されていなかったという時代ですから、現在ではまた違う考え方が出てくるかもしれません。この前の先ほど申し上げた親告罪を外すべきだという提案をした報告書の中でも、一応この特別類型のことは議論はされました。議論はされましたけれども、そこまで踏み込まずに、現在はまだこのような事案を発見すること自体も十分できていないから、そちらのほうに力を入れるべきだというような内容の報告書になっているというのが現状です。最後に書きました他の法律も視野に入れるというのは、確かに今のところパッチワーク的にいろいろ使える法律をやりくりしてるという状況なんですけれども、だんだん裁判所の考え方も変化していて、これはどうやって立件するかという起訴側の考え方の変化もあると思うんですけれども、裁判所も随分広く拾ってくれるようになってきてるんじゃないかというのが個人的な感想ではあります。例えばですけど、小学校の教師が10名の女子児童に対して繰り返し強姦、強制わいせつ行為を行っていた事案について、淫行させる行為として、全てに成立を認めて、懲役30年というのを出したという判決もあります。ですので、現行でもある程度のことはできると思いますけれども、先生方の御指摘のとおり、児童虐待というのを正面から捉える法律がないというのは、それが現状だということとございます。簡単ですけども、以上とさせていただきます。

複数：（拍手）

後藤： 法制度に関する大変詳しいお話どうもありがとうございました。それでは、引き続きまして、橋本さん、お願いいたします。

橋本： 読売新聞の社会部の橋本と申します。皆さん御専門の詳しい先生方ばかりの中で、非常に恐縮なんですけれども、私ども読売新聞大阪本社では、2010年の2月から、「性暴力を問う」という連載をやっておりました。11か月間かけ、37回にわたって、いろんな角度から性暴力の問題を取り上げさせていただきました。その中では、その被害者、あるいは加害者の心理とか、海外の事例について取材をさせていただいたり、ちょうど当時、性犯罪を含めるべきかどうかで議論になっておりました裁判員裁判の問題なども取り上げたりしました。そこで感じたこと、被害者の状況などをちょっとお話しさせていただければと思います。もともとこの連載を始めたのは、裁判員裁判の導入がきっかけでした。新聞で扱う性犯罪の記事は通常、容疑者の逮捕とか、だれかが起訴されたという裁判の流れなどを、簡単に報じる程度です。被害者がどんな人だとか、どんな場所で、どんな風に被害に遭ったのかといったことを、あまり詳しくは報じていません。これは、被害者の人権やプライバシーを守り、その心情に配慮するのが鉄則だからです。警察や裁判所などの手続きの中でも、性犯罪被害者の個人情報厳しく保護されています。結果として、私たち報道関係者が、被害者に接する機会はほとんどありませんので、被害者本人に話を聞くということ自体も、これまでは、あまりされていなかったと思います。ただ、この裁判員裁判が始まると、市民が裁判員として性暴力に向き合う機会が多くなってきます。裁判員裁判の場で、性犯罪被害者のプライバシーがきちんと守られるのか、というところも問題になっておりました。そこで、この機会に、性暴力の実相を伝え、私たちの問題として考えるべきではないかということで、この連載を始めました。性犯罪に関する新聞記事は、たった十数行とか20行で、犯人が逮捕されたとか、起訴された、という事実を淡々と伝えるものになりがちなんです。記者自身もそのことが当たり前になっていて、その裏にある被害者の苦しみとか痛み、そういうものを受け止めた記事を書いてこなかったのではないかと、読者に伝える努力をしてなかったのでは、という反省に立って、その実態を伝えようというのが連載の始まりでした。ですが、連載を始めるにあたって、まず話を聞きたいと思っても、被害者の方に接触するのは非常に困難でした。連載が始まるまでに取材班を立ち上げてから5か月ぐらい掛かっているんですけども、本当にこの連載が成り立つのかどうか、そういう不安がありました。もちろん性被害者の方に、被害体験を語ってもらうということ自体が本人にとってすごく負担になるわけで、そういうことですから、なかなか取材に応じていただける方というのは見付かりません。ですが、性被害者の支援団体などを通じて、私たちの取材の意図を伝えていただき、自らの体験を話してみてもいい、と言ってくださる方が、少しずつ広がっていきました。被害者

の方々にお会いして、強く実感したのが、多くの性被害者が抱えている、孤独感や、生きづらさでした。被害の瞬間だけじゃなくて、その後もすごい長い間心身のダメージを抱えてらっしゃるということですね。鬱病とかPTSDに陥ったとおっしゃる方も少なくありませんでした。例えば、ちょっとした物音とか光とか臭いとか、そういうものがきっかけで、被害当時の状況が現実感を持って浮かんできて、そこからもう足がすくんで動けなくなってしまうというふうなことをおっしゃって、恐怖感で何も手につかなくなる、仕事を辞めざるを得なくなった、そういう方もおられました。で、被害をきっかけに自尊感情をものすごく傷つけられて、自分が価値のない人間に思えたとか、自傷行為とか摂食障害に陥ったということをおっしゃっている方もいました。で、自宅で被害に遭った方などは、本当は家というのは安らぎを感じられる場所であるはずなんですけれども、そこが恐怖を思い起こさせる場所ではなくなってしまっていて、引っ越しを余儀なくされたと、もちろんその引っ越し代を誰かが出してくれるわけではなくて、それが被害者の負担になっているわけですね。ある方は、仕事先で同僚から被害に遭って、出社できなくなって、解雇された。再就職を考えるわけなんですけれども、ハローワークの窓口に行くと、何で前の会社を辞めたのですかと言われてしまう、それはとても口に出せない、足がすくむ、で、仕事が探せないまま、貯金を使い果たして、生活困窮状態に陥ったということをおっしゃっていました。被害の瞬間だけじゃなくて、その後の日常生活にまで大きなダメージを受けてるんですけれども、それが全く救われてないと、そういう実態が本当に身につまされるような思いで伺いました。内閣府の調査では、異性から無理やり性交されたことがあると答えた方の中で、被害を警察に相談した方は僅か4パーセントしかありません。誰にも相談したことがない人は7割近くにも及んでいるそうです。理由の多くは、恥ずかしくて誰にもいえなかった、思い出したくない、自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていける、などで、ほとんどが声を出せずに自分の被害を隠してしまっているんです。だから、それによって、支援の手も差し伸べられないまま置き去りにされているということでした。まして、家族、特に保護者から被害を受けている子供であれば、先ほど先生方もおっしゃられていたと思いますが、声をあげることで、自分の保護者を奪われることになるわけですね。生活の根幹を奪われる事態になるわけで、当然誰かに訴えることが非常に難しい状況に置かれてるというのは、言わずもがなかなと思います。被害者が声を挙げようとしても、警察や病院で、さらには家族とか友人とか、ごく身近な人からも、心ない言葉で再び傷つけられるという二次被害も起きています。ある被害者の方は、自分の被害を警察に届けたいと家族に相談した際、そんなことは誰にも言うな、もう忘

れなさいと止められてしまった、でもそんなこと忘れられるわけがなく、自分の苦しみを理解されない、と訴えておられました。連載期間中には500通を超える感想や意見が寄せられました。「性暴力の実態を全く知りませんでした」「自分たちの問題として考えなきゃいけないんですね」という読者からのメール、手紙が多数ありました。驚いたのは、この500通のうち150通が、「自分も被害を受けました」と告白してくださる手紙だったことです。中には、60歳を過ぎた方で、半世紀前の子供時代の被害をずっと胸の中に抱え続けてきた、と手紙に綴ってくださった女性がありました。夫にさえも、誰にも言わずに隠してきたんだけど、今ここで打ち明けないと、このままでは死に切れない、というふうなことを手紙に綴ってらっしゃいました。親や兄弟とか非常にごく身近な人から、子供時代に何年も被害を受けながら、ひらすら息をひそめてきた、これを誰かに訴えたかった、と書かれた手紙もあって、本当に胸が締めつけられる思いがしました。日本の性被害者対策はすごく遅れていると思うんですけども、背景には、被害者が声を挙げにくい、そういう社会というのがあるんじゃないかと思うんですよね。まず、どれほど性被害によって受ける影響が過酷かというのを、国民というか、一人一人がもっと知るべきだと私は思います。性虐待の実態とか被害者が抱えている苦しみについて社会に理解を広げることで、やっぱり性虐待はいけないんだと、そういう啓発というか、社会の意識を高めていくというのも非常に重要じゃないかなと思います。私たち報道に関わる者としてもその一翼を担っていかなきゃいけないなというのはもちろんなんですけれども、子供に身近に関わる人たちですね、教育の現場とかでも、タブー視しないで、身近な問題として考える場をどんどん設けていくべきじゃないかなと思います。子供に対して、そういうことが起こり得るんだということを、まず予備知識として持たせるということが、自分の身を守ることにつながっていくんじゃないかなと思います。それから、日本の中で、大阪では、性暴力救援センター・大阪、通称 **SACHICO** といいまして、性被害者に対して総合支援を行うワンストップセンターがようやく民間の手で立ち上がりました。こうした動きは徐々に他府県にも広がってきていると思うんですけども、**SACHICO** などは、年間600万円の運営費をすべて寄付で賄っています。被害直後にすぐ対応できるよう、24時間対応で、産婦人科医が治療にあたったり、支援員が相談を受けたりしていますが、スタッフはほとんど手弁当で、奮闘されています。そういう形で、日本では一部の人の善意に頼って被害者支援というのが行われてる実態があるんですが、これをもうちょっと公的な形でしっかりと立ち上げて、子供を含めて、1か所で全ての支援を被害者が受けられる、そういう体制を作っていくことが重要じゃないかなと思います。

以上です。

複数：（拍手）

後藤： ありがとうございます。大変な取材で被害者の本当に苦しい実情を明らかにしていただいたと思います。ありがとうございます。それでは、最後に、小笠原さん、お願いいたします。

小笠原： はい。警視庁の広報課長をしております小笠原と申します。本日は、後藤先生、お声掛けいただきましてありがとうございます。私自身は、これまで性犯罪等を扱う部署で勤務したことはないんですが、2008年の9月にたまたま参加したフォーラムで、「これからの性犯罪対策」というフォーラムがございまして、そこで聞きました韓国の取組というのを知ったときに、日本のその性犯罪に対する取組が非常に遅れているということで、認識を新たにいたしまして、そこから、この問題について個人的に勉強したり、被害者の方に直接お会いしてお話を伺ったり、あるいは、韓国のワンストップセンターを視察に行ったりということをしていただきながら、勉強してまいりました。ということで、今日は、発言に関しては、個人的な発言ということで、お受けいただければというふうに思います。まず、そのような経緯で、自分自身が学んだこと、それから、実は、警察は、知られていないけれど、いろいろ被害者の方に支援をしていますというようなことを、各地の大学、あるいは高校などでお話をさせていただいております。慶応大学では、今年に2回ほど定期的にやらせていただいているんですが、先日まで勤務しておりました福島県内の高校でも、2か所ほどで、性犯罪被害の実態と被害者支援というテーマでお話をさせていただきました。その感想などを見ますと、本当に多くの学生さんが、こういう話はもっと早く知らせてほしかったというふうな感想を書いてくださいました。一番最初に大学でやったときに、170人ぐらい学生さんがいて、そのうち9人のアンケートの中に、実は自分も被害に遭ったと、その誰もが警察には届けていないということを書かれてました。それから、その他に、個人的な知り合いの中に、親しい人の中に被害経験があるといった人も6人ほどいらっしゃいまして、合わせると、1割とまではいきませんが、かなりの数、被害者、あるいは身近なところに被害者がいて、だけれども、警察には届けてないという話を書かれてありました。私が大学等でお話ししている中では、性犯罪というのは、実は知っている人からの被害が意外と多いんですよと、警察の統計で言いますと、大体例年あまり変わらないと思うんですが、強姦で警察が認知している件数の約4割は知っている人からの被害ということになっています。そういったことも、一般的にイメージされている性犯罪とはちょっと違うのかなというふうに思います。あるいは、被害に遭った後に、望まない妊娠を防ぐための緊急避妊と

いう薬があつて、それを飲めば、実はかなりの高い割合で妊娠を回避することができるんだということですとか、あるいは、もしあとでその人を処罰してほしいと思ったときには、実は証拠がとても大事で、だけど、その証拠はすぐに採っておかないとなくなってしまうんだということですとか、あるいは、加害者を罰するということは、被害に遭った人自身の回復にとってもとても大事なことなんだということなどをお話ししています。先ほど、山田先生のお話の中でも、自分ではなくて、国家がその加害者を処罰してくれるということが、その後の被害児童の立ち直る力にもなるというお話がありましたが、正にそのとおりだと思います。実際、今までのお話もありましたが、性暴力に遭ってしまった子供、あるいは、性虐待に遭い続けている子供に、どこかにSOSを出していいんだよということを外側から教えてあげるということはとても大事なことだと思います。それは、被害にできれば遭う前です。体、小さい子供でも、水着を切るときに隠れる部分ってあるよねというところからお話をしていって、プライベートゾーンという言葉になりますが、日本語だと、私もまだうまい日本語をちょっと知らないんですけど、多分アメリカで言うプライベートゾーン、女の子だったら、胸と、あと、男の子もお尻のところは隠すよね、そこは大事なところだから、誰にも触らしちゃいけないんだよ、嫌だと思ったら、親にも触らしちゃいけないんだよ、そういうことを教えてあげて、もしそういうことがあったら、誰かに相談してねということをやはり教えてあげておくというのはとても大事なことだと思います。それから、あと、親御さんたちに対しても、そういうことを打ち明けられたときに、どう対応したらいいかということを中心に教えておくということが大事だと思います。実際、警察で扱う中高年生ぐらいの性被害の場合、親御さんのほうもとてもショックを受けられていて、パニックになってしまったり、あるいは、被害者に対して、先ほど読者からのお話にもありましたが、忘れましょうと、なかったことにしましょうとやってしまったり、これは、先ほどの話、加害者を処罰することの回復へのつながりと逆のことで、その後の被害者の人生をとっても生きにくくしてしまうというふうな状況になってしまいます。ですから、親御さんたちにも、被害に遭ったことを打ち明けられたときに、どう対応したらいいかということを中心に伝えておくということが大事だと思います。警察でも、そのぐらいの思春期、あるいは、それより小さいお子さんが被害に遭った場合には、親側への精神的なサポートというのも大事だということを認識しながらやっているところです。もう一つ、実は、学校の中で、一つの駆け込み寺的な場所というのに、保健室というのがあると思います。養護教諭の先生たちがいらっしゃる場所ですが、そういったところにも、もし何かSOSサインが、

まずはSOSサインを感知する感度の高さというのを身に着けていただきたいんですけど、打ち明けられたとき、あるいは知ってしまったときに、どう対応したらいいかということをきちんと知っておいていただくための研修、そういったことも必要だなというふうに思っています。で、先ほど、社会的な処罰というのが被害者にとっても大事だと言いましたが、実は、内閣府の被害者支援の調査でも、これは、ある程度数字というか、統計的な傾向は出ておりまして、加害者が刑事訴追されている被害者群とそうではない被害者群を比べますと、刑事訴追されている被害者群のほうが回復傾向が高いというような結果も出ております。先ほど、ワンストップセンターのお話があったんですが、ここで、後藤先生、ちょっと紹介してもよろしいですか。私は、今、大阪のSACHICOという名前が出ましたが、これは正式名称を性暴力救援センター大阪というふうに言いますが、こちらが開設されてからもう今2年以上が経過しています。私の今手元に、女性の安全と健康のための支援教育センターというNPOの機関紙があるんですが、こちらが性暴力被害者支援看護師、通称、セイン、SANEと呼ばれている看護師さんたちを養成している機関です。国家資格ではないんですけど、要は、性被害に遭った被害者に対して、心理的に適切に、あるいは、証拠採取を適切に、あるいは、次の支援につなぐつなぎを適切に行うためのノウハウを研修してらっしゃる団体なんですけど、そちらの冊子に載っておりましたこのSACHICOの報告書からちょっと御紹介させていただきたいと思います。SACHICOの開設以来、2年間で全来所者が317人いらっしゃったそうですが、そのうち妊娠していた人が34人、10.7パーセント、これは、性暴力は、女性と性と生殖に関し多大な影響を与える、侵害を与える犯罪であるというふうな文脈で、この妊娠数というのが報告をされています。この中で、レイプ被害で来られた144人中22人の方が妊娠していた、これと非常に対照的なことで言われてますが、性虐待として来所した被害者、82人、この82という数字もかなり多いと思うんですが、82人中、妊娠してきたのは一人だけ、1.2パーセントです。で、ここにちょっとエピソードがあるので御紹介しますが、性虐待の場合は、挿入に至っていないケースもありますが、かなりの少女たちが繰り返し被害を受けています。つまり、性交の回数が多いのに妊娠率が低いということは、加害者がいかに用意周到に避妊しているかを表していると言えます。ある妊娠した少女の加害者は実父でした。妊娠が分かったときには既に7か月になっていたもので、出産に至ったのですが、おなかを見て、お父さんは何も言わなかったの？と聞いたら、彼女は、お父さんは首を傾げていたというのです。これは逮捕に至ったんですけど、逮捕された父親は、警察で、「おかしいな、避妊していたのに」というふう

に話していたということでした。赤ん坊の父親は、DNA鑑定で、別の人というのが実は分かりました。ここがまた性虐待のその後の影響というのが表れていると思うんですが、インターネットで知り合った人とたった1回だけセックスをした。名前も住所も知らない相手です。これは、自分の体を守る、自分のことを大事に思うという自尊感情がやはりもう欠落していたという例だと思います。で、ワンストップセンターにつきましては、今御紹介しました大阪のSACHICO、セクシャル・アサルト・クライシス・ヒーリング・インターベンション・センター・大阪というので、SACHICOと呼ばれていますが、頭文字ですね。松原市の阪南中央病院という総合病院の中にあります。で、このように、病院の中にあることで、相談を受けるだけではなくて、医療を受ける、それから、さっき言った数日でなくなってしまう証拠をきちんと採取して、本人が望む場合には捜査につなぐと、それから、その後の支援、カウンセリングもこちらは何回かまでは無料で提供してらっしゃいますし、あとは、弁護士さんが民事的、刑事的なサポートもしてくれるというふうな、次の支援につなぐ起点になっています。で、このような形でのワンストップセンターというのは、多分、SACHICOが今一番施設的には充実しているかと思うんですが、それにちょっと倣うような形で、今現在は、都内ですと、江戸川区のまつしま病院さんがタイアップして、サーク東京というところが始まっておりますし、あと、佐賀で、県立病院の中に、佐賀未来というワンストップ支援センター、こちらは県の取組として始まっているというふうに聞いています。病院内に相談コーナーといいますか、そういうのがあって、ソーシャルワーカーの方が対応してらっしゃると。あとは、たしかちょっと確実じゃないんですが、北海道でもそのような病院との連携での取組が始まってると聞きますし、あとは、これからではありますけれども、横浜でもそういうものを作っていこうという動きがあるというふうに聞いております。SACHICOができて、2年過ぎて、1年目より2年目、確実に相談件数、来所者数というのが増えています。そういう意味でも、シンボルとして安心して駆け込める場所があるということは、本当に必要なことだなというふうに思いました。そうはいっても、やっぱり箱ものでもあるということ、お金も掛かるということで、なかなかそういったものをすぐに立ち上げるというのは難しい面もあるかと思うんですが、少なくとも、被害者の方が来るかもしれない病院という場所において、被害者が来たときにどのように接したら適切な接し方になるかということを知識、情報として医療関係者の方々に広く知っていただくということも大事なことだと思います。私が8月までおりました福島県警では、福島県の産婦人科医会と福島県警と福島県の被害者支援センターの三者で協定を結びまして、性犯罪被害者の支援

に関すること、あるいは、捜査証拠採取に関することの研修を医療関係者の方々に対して行うということを進めております。いずれ、その研修を受けて、被害者に対する対応ができますという病院の名前を公表して、被害に遭った方がどこに行こうかと迷ったときに選べるようなリストをオープンにしていこうというふうな方向性で進めているところです。最後に、先ほどちょっと山田先生のお話の中で、児童相談所と警察の連携についてのお話がありました。縦割りで全然駄目だというふうな厳しい御指摘がありましたが、私が今所属しております警視庁の取組を少しだけ御紹介させていただきますと、警視庁では、児童相談所を管轄しております東京都福祉局と、平成23年の12月に、協定を結んでおりまして、こういった虐待問題にも積極的に取り組んでいくというふうな取組が始まっております。その具体的な動きの一つとしまして、昨年4月から、都内の10か所の地域児童相談センターに、警視庁のOB、警察官のOBですが、採用、配置されております。対応が難しい親御さん、親御さんは、大体、児童相談所の人に来て、うちは虐待なんかないといって家に入れないとか対応してくれないということもありますが、警察官というのは、比較的対応が難しい相手方をいろいろ説得したり、ちょっとなだめたりしながら、こちらのお願いを聞いてもらうという経験は、比較的たけてというか、かなりたけておりますので、そういった経験を生かして、現場で執行力のアップに貢献しているのではないかなというふうに思います。あと、もう一つ、最近、都内の児童相談所と、警視庁の少年センターと、教育庁の相談センターを、一つの建物の中に集めて、児童虐待、あるいは非行、そういった子供の問題について、一つのビルディングの中で対応できるというような施設もオープンしますので、そういった中で、人的交流、それからスペース的な近さ、そういったもので、組織の縦割りが少しずつ超えられていけばなというふうに期待しております。長くなりました。以上です。

複数：（拍手）

後藤： はい。ありがとうございました。それぞれの立場から大変詳しい御説明を伺いました。それでは、今からパネルディスカッションで、いろいろ御指摘いただいた点について議論をさせていければと思っております。それでは、まず最初、多くの方が御指摘いただきましたけれども、やはり性的虐待、あるいは性犯罪について、そもそも表に出ることが少ないと、先ほどのお話では、内閣府の調査では、性犯罪ですら4パーセントの届出ということになると、子供の場合の性的虐待については、もう0.00%かその程度じゃないかとも思われますね。そうすると、もう実数はどれくらいあるのか、おそろしいようにも思うんですけども、そういう性的虐待、あるいは性犯罪の被害児

童をまずは何とか少しでも救うといえますか、心の負担を軽くするためにも、まずは被害を受けたことを浮かび上がらせねばならないと思います。支援するためには、被害を受けたことを知らなければならないというのがまず前提になると思うんですね。その点に関して、今まで強姦罪の親告罪の規定というものが一つの障害になってきたと思うんですが、この点については、今、男女共同参画会議でいろいろ報告書が出たというふうにお伺いしてるんですけども、この点について、木村先生、今どういう状況になっておられるのかということをちょっと御説明いただけますでしょうか。

木村： ありがとうございます。今御指摘のとおりで、昨年7月に、男女共同参画会議の女性に対する暴力に関する専門調査会というところから、女性に対する暴力を根絶するための課題と対策という報告書が出されております。で、その中で、正に強姦罪、強制わいせつ罪の構成要件を見直す必要があるのか、あるとすればどのようにすべきかというような議論がなされました。で、幾つか論点はあったんですが、その中の一つが、親告罪をどうすべきかということでした。で、これに関しては、それこそ各省庁等のヒヤリングなんかも行っているいろんな意見も出されたんですけども、委員の間では、もう親告罪は外すべきであるという意見が非常に強くありました。そこで、報告書では、最終的にはやはり外す方向で考えるべきだということまでは書けたんですけども、絶対にそうじゃなきゃいけないということまでは踏み込んでないというのが、そういう書きぶりだったというふうに記憶してるんですけども、そういう状況です。で、この先、実際に、こうなりますと、刑法改正になるので、また法制審議会とかというような議論になるかと思うんですけども、そこにいつの段階で乗るといえるようなことは、すみません、ある程度、お話は進んでるのかもしれませんが、私は個人的には存じ上げないという状況です。

後藤： 他の論点については、何か方向性というのは言われているのでしょうか。

木村： ありがとうございます。幾つかありまして、議論はかなり広範にされました。例えば、今、問題年齢といえますか、暴行、脅迫がなくても成立するというのが13歳未満でよろしかったですね、すみません、でしたけれども、それをもうちょっと年齢を上げるべきではないかという議論とか、あとは、今、暴行、脅迫が要件になってますけど、それを外すべきでないかというような議論とか、あるいは、特定の地位がある、あるいは身分関係があるような者の強姦とか強制わいせつは別扱いの類型を作るべきではないかというような議論はなされました。ただ、それらについては、親告罪以上に言わば両論併記のような形になっていまして、特定の方向性を出すということまでは至っていないというのが現状です。

後藤： なるほど。ありがとうございました。この点について、他の方向かあれば。

山田： ちょっと論点が変わって申し訳ないんですけど、後藤さんが先ほどおっしゃってた拾えていない、見付かっていないという点でもいいですか。

後藤： どうぞ、はい。

山田： 子供から積極的に誰かにSOSを出せるようになるというのは、やっぱり思春期以降の子が多いんですね。幼い子でも助けを求めている子はいますけど、幼い子って、性虐待が養育の一環であるかのような説明を受けて、例えば、お風呂で性器に指を挿入されてるときに、ここは大事なところだから、ちゃんと奥まで入れて洗わないといけないんだよみたいな枠組みにされて挿入被害を受けていると、子供としては、それが虐待であるという認識を持ちようがないんですね。というような形で繰り返されていって、どんどん別な形に進展していくというようなこともあるので、幼い子供は、遊びだと思っていたり、今言ったようにケアの一環だと思っていたりすることがよくあるんです。ですので、そういう子供からSOSを出せと言ったって、SOSを出すべきものだという認識すらないわけですから、出てこないわけですね。でも、例えば、触られるということを繰り返してるために、子供が誰か他の子を触ってしまうとか、そういった通常の養育を受けていれば、そういうことが起こらないよなというようなサイン、私たちはインジケーターと言ってるんですけど、そういったシグナルを出してくれることがある。で、そういうのを見て、どうして、この子、こんなことをするんだろうと思っても、性虐待があるんじゃないかということに思い至らないから放置される、ひょっとしたら何かがあるのかもしれないと思っても、そういう子に対してどう聞いたらいいのかが分からないから、聞けないでそのまま放置される、若しくは、先ほど言ったちょっと中学生くらい、高校生くらいになった子供さんが、小笠原さんがおっしゃったとおり、養護教諭の先生のところ、実はといって自分の被害を開示したとする、でも、そうすると、聞いた先生のほうは、こりゃ大変だということで、それで、いつ？何回？どんなふうに？どこまでやられたの？みたいなことをどんどん聞いていくということで、これはやばいといって通告をしたとしても、通告を受けた児童相談所なり、若しくは協働している警察が子供から話を聞こうとしたときには、もう養護の先生に全部話しましたといって、本来、立証していく上で重要な証拠となる調査、捜査の段階で、子供が話さなくなってしまう、若しくは、話したとしても、児童相談所の人から聞いたことを今度は警察で話して、警察の人に何度も何度も同じことを聞かれた後、また地方検察庁に行って検察官に聞かれ、で、挙げ句の果てには法廷に呼ばれということで、もう何度も何度も同じことを聞かれることによって、もうつらくなって、撤回をしてしまったり、話したことは違ってたと言ってしまったり、大人が受け入れてくれそうな疑わ

ない部分だけを話してみたり、もう話そのものを変えてしまったりということ
を子供はするんですね。我々大人だったら、いろんな人から同じことを聞かれ
ても、同じことを伝えたほうが信じてもらえるというロジックを知っていますが、
子供はその辺が分からないので、なぜ同じ人が同じ質問をしたり、違う人
が同じ質問をしたりするんだらう、自分の答え方が悪いんじゃないかと思って
違うことを言ってしまうたりするということが起こります。で、いろんな意味
で、子供は話すことで被害を再体験するという心理的負担もありますし、話さ
せることによって、その子供の話の内容、供述が信用されなくなっていくとい
う傾向がすごく強いんですね。ですので、最初のその子供に性虐待かもと疑っ
た人が、できるだけ最小限しか聞かないようにして、子供を傷つけないように
して、的確に通告につなげて、で、そのあと、通告を受理した児童相談所なり
通報を受けた警察が、協働して、その子から、児童相談所の次に警察、警察の
次に警察官が相当な時間を掛けて聞いた後に検察とかいうことがないように、
どうせ同じことを聞くんだったら、児童相談所と警察と検察が、子供の話して
るところを、バックスタッフといって、モニタールームのようなところで見て、
子供の発達段階に、例えば、3歳の子供に、それっていつ？と問いちゃいけな
いわけですよ。そうしたら、昨日とか言うわけですよ。昨日はもう保護されて
いたとしても。で、そういうことによって、子供の言葉が信用されなくなるよ
うなことがないように、子供の発達段階によって適切な質問を適切にして、誘
導することなく中立的な聴き取りができる専門家を育てて、その専門家は児童
相談所がどういう情報を必要としてるか、警察がどういう情報を必要としてる
か、検察がどういう情報を必要としてるかをちゃんと知っている訓練を受けた
面接者が聞いて、それを先ほど言った児童相談所の児童福祉士さんや警察官、
検察官がモニタールームで見ることによって、1回の面接で、これをビデオに
撮って証拠化していき、その情報を必要としている三つの機関が、自分たちが
もし必要な情報で面接士が聞いてなければ、その1回の面接の間にこれも聞いて
くださいというふうに言うことによって、たった1回の面接で全ての機関の
必要情報を取ると、こういう制度を作るというのがもう本当に先進国で当たり
前でやられてるわけですよ。ところが、日本では、捜査情報がどうか、個人
情報がどうかといって、この三つが連携をするということをしていないんですね。
まず、それをやる、そのためには、そこできっちりした捜査や調査ができるよ
うになるためには、最初の通告の段階は、できるだけ子供を傷つけないで、最
小限の情報だけを聞くという技術を身に付けてもらう、この二つのシステムを
作っていくということが、子供の虐待を見付けていく、今暗数になってしまっ
て見付かっていない、その深刻な被害をできるだけ早く見付けるための手だて
だと思います。ですので、まず、子供と接触してる人たち、接する職業や、ボ

ランティアでもいいですけど、子供と接する福祉や教育等の医療の人たちが、疑ったときに、どういうふう聞くのが適切なのか、そして、どう通告するのか、通告を受けた機関がどう連携するのかというところをきちっとシステム化していただきたいと思います。で、ちなみに、子供と接していて、性虐待なり虐待、身体的虐待、その他、DVの目撃等の第1発見者になった人が子供にどう聴き取るのかというのは、結構きちっとした手順書にもなっていて、それを私たちのチームが全国に行って研修してますので、もしどういうふうに聞いたらいいのかということをお知りになりたければ、声をかけていただければと思います。

後藤： ありがとうございます。私も、先日、その講義を受けました。山田先生は、警察、いろんな県警のほうにも行かれ、研修をされておられますが、被害を浮かび上がらせ、支援をするためにも適切に聴き取るというのが本当に大きな課題ですね。法律上の問題もあれば、今言ったような聴き取り問題も、性虐待、性犯罪の申告を妨げてしまうことにもなりかねないということですね。警察への研修だけじゃなくて、学校の先生とか一般の方にもそういう技術じゃないんですけど、子供の反応の見方とか、そういうのを知っていただく必要があるということですかね。どうぞ、会場から、はい。

ミヤカワ： 弁護士をやってますミヤカワと申します。大変貴重なお話、ありがとうございます。山田先生が今おっしゃったことは正にそのとおりでして、日本はものすごく遅れていて、その制度も必要だということも分かっているんですけども、同じことが大人の性犯罪でさえ言われていて、それも全くできていないんですね。アメリカなんかでは、1か所で聴き取って、警察や病院関係者なんかも同時に聴き取るというところもあるらしいですけども、それすら日本ではやってないと。となると、子供の性虐待についてはなおさら難しくて、あと、聴き取りの技術も大変だということも聞いてます。で、もちろんそれができればいいんですけども、今の段階で少しずつやっていくにはどうしたらいいかという何かヒントがあれば、教えていただきたいです。

山田： 先ほど言った専門家が話を聞いて、それを児童相談所の職員と警察、検察が聞くと、そういうのをさっきお話ししたMDT、多機関連携チームというんですけども、その司法面接のプロトコル自体は、日本には2種類くらい入ってきています。で、それぞれ研修チームがあります。で、一つ、ミネソタにあるNPOが開発したコーナーハウスプロトコルというのを我々のメンバーで教えてるんですね。そのときに、私たちが受講者に必ずお願いしているのは、児童相談所だけとか警察だけとか検察だけという研修はしませんと、とにかく、受講者自身が何人か、私たちは定員20名で研修してますけれども、その中に、児童相談所の職員もいる、警察官もいる、検察官もいる、医療者もいる、そう

いう多機関の人が受講してくれて、同じ基礎知識、また技術を、いろんな職種が一緒に持つことによって、ここでコミュニケーションができてきて、連携の素地ができるんだと思うんですね。それを職種別に教えていくと、同じ内容は伝わるかもしれませんが、横のつながりができないので、まずは性虐待の重大さとか、それから、性虐待を受けた子供がどういうふうに順応していった、見た目、子供が誘ってるように見えるかもしれないけれども、実はその子供はその環境に順応した末、そういう行動を取るようになったとか、そういうケースもあるし、それから、先ほど撤回の話をしましたけれども、大人の反応を見て、自分が話したことを撤回してしまうことがある、そうすると、撤回されたほうは、やっぱり虐待はなかったんだといって安心をしてしまうというようなことも起こってきて、間違った対応が一杯あるわけなんです。それを、何が間違いで何が適切かということと一緒に学ぶということがすごく大事で、2010年の8月に、神奈川県で研修したときに、そのときは警察官4人出てくれたんですが、そのうち二人が女性警官で、そのお一人が5日間の研修の最終日に感想を言ってくださったんですけれども、私は、所轄の生活安全課の警察官の女性でしたけれども、この子の被害をちゃんと立証してあげるために、子供に何度も何度も聞いてきたと、子供のこの子のためになると思って、先輩たちに教わった面接のやり方で、聴き取りを、事情聴取をしてきたと、だけど、この5日間の研修をやってみて、それがいかに子供を傷つけていて間違った対応だったかというのが身にしみたと、だから、やっぱり何が適切であるかということのをきちっと学ぶということが大事で、そうすれば、どうすべきかという次の段階に進んでいけるんだと思うんですね。その何が適切かということ、単機関ではなくて多機関で学んでいくという場をどんどん増やしていくことが一つの引き金になると思います。

後藤： ありがとうございます。それで、今いろいろお話があったようなやり方で、何とかそういう被害を浮かび上がらせて、支援といいますか、立ち直す支援につなげていきたいと思うんですけれども、橋本さん、これまで取材をされて、いろいろ被害の実態についてお詳しいかと思うんですけれども、特に、子供の頃にそういう性被害を受けて、永年苦しんでおられる方のお話がありましたら、その点について、少しお話しいただけませんか。

橋本： 本当に子供時代の被害の深刻さというのは、取材を通じて実感したところなんですけど、例えば、連載の中で取り上げた方なんですけれども、この方の場合、5歳頃から、10歳以上年の離れたお兄さんからずっと性被害を繰り返し受け続けていました。お兄さんは両親の自慢の子供で、すごく家庭の中で特別扱いをされていると、その被害者の方は、どちらかというと、お兄さんに遠慮して家庭の中で過ごしていると。だから、自分が被害を受けていることは、秘密に

しないと大変なことになる。ばらしたら、お兄さんのほうが大切にされているから、自分は家を追い出される。だから、絶対に言えない、逃げ場所なんかない、私が我慢するしかないと感じて、ずっと被害に耐え続けていたそうです。この方が10代の時にお兄さんが結婚されて家を出て、「ようやくこれで被害が終わった」と思ったそうですが、その苦しみはそこでは終わらなかった、というふうにおっしゃっています。連載をまとめました『性暴力』という本の中で紹介している話ですので、その個所を読ませていただきたいと思います。……「私には未来はない」「一生結婚できない体になった」。思春期を迎えると、良子さん（仮名）は何度も死にたいと思い詰めた。男性への嫌悪感や不信感がぬぐえない。友人たちが好きな男性の話で盛り上がっていると、話の輪に入れなかった。見合い話があっても「長男とは結婚したくない」「きょうだいが多いのは嫌」などと、適当な理由をつけて断り続けた。母にはわかってほしくて、25歳の頃、兄にされたことを思い切って告白した。だが、「あの子が妹相手にそんなことをするはずがない。おまえの勘違いだ」と受け流された。「もう二度と相談しない」と心に決めた。母への失望。余計つらくなっただけだった。日常では、（結婚して家を出た）兄と顔を合わせることはなくなったのに、何かに追われ、逃げまどう悪夢によくうなされた。「いつまで私を苦しめるのか、本当に許せない」。兄への憎悪が和らぐことはなかった。……この方は、その後に親の薦める相手と結婚されましたが、結婚後も被害を隠したまま40年近くになるとおっしゃっています。以下は結婚後の様子です……二人の子にも恵まれ、孫もできた。はたからは穏やかな夫婦に見えるだろう。だが、兄への恐怖が消えることはない。吸っていたタバコ、持っていた本、つけていたポマード——。兄が使っていたものと同じものに気付くたび、寒気が走る。背格好の似た男性とすれ違うだけで動悸がした。ひとたび子どもの頃の記憶に引き戻されると、その日は一日中、重苦しい気分から抜け出せなくなる。買い物をしたり、趣味の園芸をしたりして気を紛らわすが、うまくいかない。夫には申し訳ないが、心から「愛してる」と感じたことは一度もない。女として愛し、愛される喜びを知らないままに死んでいくのだろう、と思う。……以上、本で紹介させていただいたこの女性は、子供の頃の性被害によって、男性への嫌悪感を植え付けられてしまい、それが60歳を過ぎる今でもずっと続いておられるというお話でした。また、自分の女性としての性を否定して、男装して生きることを選んだ方もいらっしゃいました。この方も、20年近く、一つ上の兄から性被害を受け続けた方です。親が不在のときなどに、わいせつ行為を強要されていたそうですが、この方は、実はお父さんやお母さんにも暴力を振るわれていて、もう誰も助けてくれない、自分さえ我慢すればと思って、家族の顔色をうかがっておびえて暮らしていたとおっし

やっています。そんな生活が続いて、やがて「人生なんて、自分の体なんて、もうどうでもよくなった」と、悲壮な思いを語っておられました。この方は、30歳頃に家を出て独立されたんですけれども、その後に子供時代の被害のフラッシュバックに悩まされるようになって、鬱病を発症したそうです。薬の大量服用や拒食を繰り返して、仕事も続けられなくなり、次第に、「こんな目に遭ったのは、自分が女だからだ」「自分の体が嫌だ」と思い詰めるようになりました。胸の膨らみとか、月1回巡ってくる生理、それにさえ嫌悪感を抱くようになって、しまいには、髪を短く刈り込んで、男装で過ごすようになりました。体が丸みを帯びないように、少ししか食べません、とおっしゃっていました。「自分が女であることが苦痛なんです。でも、男装をしていたら、いやらしい目を向けられない。だから、この姿が、一番気持ちが楽なんです」というふうにおっしゃってました。女性として、普通に当たり前に生きることさえ、子供の頃の性被害によって奪われてしまっている。癒えることのない苦しみ、性虐待の深刻さを実感しました。

後藤： ありがとうございます。「性暴力」という本に書かれてありましたが、本当に大変なショックといたしますか、一生を台無しにされるぐらいのショックを子供の頃の性虐待で受けてしまうんですね。それで、私どものほうでも、本当にささやかながらなんですけれども、そういう子供たち、これは、まず分からないと何もできないわけですが、そういう子供さんがいるということが分かったら、何とか必要な治療やカウンセリングをさせてもらって、少しでも苦しみがなくなればと思ってるんですけれども、今のところそういう治療なりカウンセリングというのは、どの程度なされてるんでしょうか。山田先生。

山田： それは、田崎先生にお聞きしたほうがよろしいかもしれませんね。児童相談所が提供しているサービスです。

田崎： 横浜市西部児童相談所の常勤の精神科医で田崎と申します。まず、私は、児童精神科医をやる前は、児童精神科医になって6年なんですけど、その前、15年ぐらいは普通の一般の精神科医をやっていましたが、先ほど山田先生がおっしゃったように、日本にこれだけ性虐待があって、性被害を受けている人たちがたくさんいるということを、そして、性被害に対しての治療が必要だということ、その全てを医学生がまず習いませんし、精神科医になっても、それを学ぶ機会というのはほとんどないんですね。で、私も、一般の精神科医のときに、性虐待に遭った患者さんに会ったことがありますけれども、もうどういうふうにしていいかというのは、本当にその頃手探りでやっていたというような状況でした。なので、山田先生が言うように、きちんと学生の頃からそういうことを教えなきゃいけないということで、先ほど小笠原先生がおっしゃってましたけれども、私も医学生にそういうことを教えたりもしています。それと、どう

いう治療がなされているかということですが、今年、去年辺りに、いわゆる性虐待のお子さんたちにどういう治療をしたらいいかというのが、だんだんアメリカからは入ってきている、今一番言われてるのはTFCBTというトラウマフォーカスと認知行動療法というのが入ってきていて、その研修をやったりとか、あと、神戸のタネオカ先生が作ったそういうホームページを見ると、その治療法をどうしたらいいかと出てきていますけれども、それを学んでいる人も日本で数十人という形で、まだ本当に虐待の治療、性虐待の治療、他の虐待の治療を学んでいる医者というのは非常に少ないというのがあって、もっとたくさんそういう治療が必要なんだということ、それから、治療法を学ぶ必要があるんだということを広めていって、医者がそういうことを学んでいくというふうにしていかないと、後藤先生がおっしゃるように、全ての必要なお子さんたちに虐待の治療を提供すること自体が非常に難しいという状況だと思います。これから、それは、私なんかもどんどん広めてやっていかなきゃいけないことだというふうに感じています。

山田： というわけで、裏を返すと、ほとんどやっていないということなんですね。

後藤： これは、本当におっしゃるとおりで、私どもがささやかながら、何かそういう負担をしてやろうと思っても、実は受けてくれるお医者さんがいないという問題に実は直面しておりまして、もちろん協力するよと言ってくださる先生はおられるんですけども、診察するまで3か月待ち、半年待ちということを言われちゃう可能性が非常に高いという問題がありまして、今の状況は、もうどこから始めていいのか分からないというのと、やっぱりちゃんと見てくれる精神科医なら誰でもいいというわけじゃないんですよ。とんでもない精神科医も結構いるようですし、やはり定評ある先生に診ていただかないと駄目だと思うんですよ。大抵そういう先生は、是非協力するよと言ってくださるんですけども、そういう先生は非常に忙しいわけです。こういうジレンマがありまして、あらゆる分野で改善していかないと駄目だというのが現状だと思います。

山田： 入所している子供たちは、措置医療というのが受けられるので、医療がちゃんと提供されれば、あれは国がお金を出してるんですか、地方自治体ですか、分からないですけど、公的なお金で治療が受けられるわけなんですけど、例えば、一時保護所でも、児童養護施設でも、子供たちが入所して、その措置医療権を持っていたとしても、例えば、風邪くらいだと、別に親から承諾を得なくても、その施設長さんの判断で医療を受けさせることができるんですよ。でも、今後藤さんがおっしゃってるような専門的な精神科治療とかいうことになると、加害者かもしれない、若しくは加害者の配偶者、いずれにしても親権者から、あなたのお子さんには治療が必要ですから、治療を施してもいいですかという承諾が必要だったりするんですね。これも変な話だと思いませんか。でも、それ

が現実であるということで、いろんなところに必要な治療が提供できないハードルとかネックとかがもう随所、随所にあって、到達する恩恵を享受できる子供は本当にゼロに等しいという現状ですね。

後藤： どう考えても、虐待をしてる親の同意がないと、子供に治療が受けれないというのは、おかしいですね。そういうふうになっているのでしょうか。

田崎： 精神科医では特にですね、保護者の同意がないと、受け入れられない、とかあって、精神科にお願いしようとする、「保護者の同意は得ていますか」という、やっぱり病院の方から聞かれるんですね。なので、どんな虐待の、性虐待の保護者にも、同意を私は取ったことがありますけれども、とにかく同意を取る。どうしても取れない場合は、児童相談所長の代行とか、そういう形で、どうしても必要な場合は、っていうこともあって、本当にこう、そういうところで全部同意を取らなきゃいけないってこと自体が本当におかしいかなと思うんですけども、それでも必要に応じて頑張るようにはしています。

山田： 補足すると、精神科の先生が同意が欲しいと言ってるんじゃないんですよ。病院の医事課が、何かいろいろあったときに困るから、その担保として保護者の同意を取れと言ってくると、だから、結局子供のことなんか考えないで、自分の組織の防衛のためにいろんなハードルを設けてくるんですね、それぞれの機関が。そういうものの考え方をまず取っ払って、子供のために何をしたらいいのかという枠組みを作り直さないといけないんだと思います。

後藤： ありがとうございます。あと、何か、いろいろこの件に関して、何か。はい、どうぞ。

小笠原： 今の話と少し戻っちゃうんですが、最初に、山田先生のお話の中で、虐待死の見逃しの話があったかと思うんですが、それに関して、今、警察としても、検死官制度の充実ですとか解剖件数の向上に取り組んでいまして、10年ぐらい前に比べると、大分検死官の数も増えて、解剖件数も増えてるんですが、今年の4月1日から新しく施行される法律が、もう少しこの問題の解決をもしかしたら画期的に変えてくれるのではないかなというふうに期待しております。警察等が取り扱う死体の死因、又は身元の調査等に関する法律という法律が去年の6月22日に交付されています。で、本年の4月1日施行なんですけど、これに関しては、警察所長の判断で、遺族の承諾がなくても、検査、解剖ができるようになるというふうな法律ができているということです。解剖に至る前にも、AIというものですね、死亡時画像診断などにも予算をつけたりして積極的に取り組むように進めてはいるんですが、今後、今までですと、変死、要は、犯罪死の可能性があるという場合には、司法解剖、これはもう承諾なしでできたんですけど、犯罪死かどうか分からないけど、でも、本当に病気と言い切っちゃっていいのかな、あるいは、突然死というふうに言い切っちゃっていい

のかなという場合には、行政解剖、これは、承諾がなければできないということで、そこが子供の体にそんな切り刻まないでくれと言われて、結局解剖できないまま、もしかしたらという疑問を持ちながらも、犯罪であることが明らかではないので、解剖できないまま、だびに付してしまうというケースが、恐らくそれなりの数あったんだと思うんですが、新しい法律の施行をしっかりとやっていくということで、そこを、もしかしたら、問題は解決に向けて進めていくのかなというふうの一つ期待しているところです。

山田： 死因の究明はもちろんで、承諾の要らない法医解剖という名前になるかどうか分かりませんが、その解剖がなされるというのは第1段階だと思うんですが、死因が究明されればいいというものではなくて、死因が究明されて、その子が虐待であった、ネグレクトであった、事故であった、それから、自殺、自死であった、病死だけでも、予防可能な病気であった、そういったことを判明させ、じゃあ、病気の子がどうして救えなかったのか、救急体制の問題かとか、何が問題で、その死が起こり、背景まで探って、予防策までやっていくというのが、このチャイルド・デス・レビューなんですね。ただ死因を究明するための検証制度ではなくて、その死因を究明した先に、どうやって子供の死亡を減らしていくのかと、予防していくのかというための検証制度だと、そういう立ち位置も、ちょっと誤解されると、心外なので、補足させていただきます。

後藤： 実は私も知らなかったんですけれども、普通、医者が死亡診断書を書くのは死因を調査するためかなと思ってたんですけれども、実は、統計法に基づく人口動態調査という調査なんですよ。要するに、何歳から何歳までの人がこういう原因で何人死にましたと、そういう人口の統計調査のための調査だったんですね。単に、人口が増えました、減りましたという統計のためだったのですが、それを死因の究明、検証のために利用できないかということを考えています。あと、児童相談所の関係で、橋本さんにお伺いしたいのですが、大阪では悲惨な虐待が最近続いているんですけれども、こういう点について、大阪では今、何か改善されているのでしょうか。

橋本： 西区の事件というのは、幼い兄弟が、子供がマンションの部屋にほったらかしにされて、お母さんは外へずっと出たまま戻らず、そのままごみ屋敷のような中で亡くなってしまった悲しい事件でした。子供たちは、玄関のところに行けないように、奥の部屋に閉じこめられた状態で、外から中の様子がうかがいにくいというところもあったんですが、実は、この事件の前に、「子供が泣いている」という周囲からの通報というのが3回にわたってあったんですね。児童相談所がそれを受けていたんですが、結局、亡くなって発見されるまで、全く安否確認できないままだったということで、事件が発覚した後、大きな問題に

なりました。特に最後の3度目の通報というのが午前5時半にあったんですね。「もう30分の間、ずっと泣き続けてますよ」というふうな通報だったんですが、職員が現場に到着したのは、通報から10時間以上たった後でした。このときには既にもう午後4時前で、泣き声もしてませんので、無理やり入っていくという根拠もなく、結局接触できないまま放置されてしまったと。これを教訓に、大阪市では、虐待の疑いの通報があった場合には、24時間いつでも駆けつけることができるように、2010年の8月からなんですけれども、最寄りの消防署ですね、大阪市消防局が協力しまして、署員を急行させるという取組をスタートしています。その年の9月からは、市の子供児童センター、児童相談所に職員を増員して、24時間常駐にして、更には、先ほど小笠原さんもちょっとおっしゃっていたと思うんですけど、2011年度から警察官のOBを雇用して、これも、宿直体制を二人にして、夜間や休日でもいつでも駆けつけられるように体制を強化したそうです。他都市でも、このあと、現職、あるいはOBの警察官を児童相談所に派遣する例というのは増えているというふうに聞いています。あと、もう一つ、西淀川区の事件というのは、小学校4年生の女の子が、殴る蹴るなどの虐待を受けて身動きができないほど弱っていたのに、そのままベランダに放置されて衰弱死し、母親とその内縁の夫が、女の子の死体を隠そうとして遺棄した事件ですが、これも、実は、亡くなる前に、頬にあざを作って女の子が学校にやってくる、「新しいお父さんにたたかれた」というふうなことをはっきりと先生に訴えていました。それなのに、これは児童相談所には通告されていませんでした。このあと、恐らく虐待がエスカレートしていったためでしょうが、女の子は学校に来なくなってしまったんですね。この女の子が休み始めてから亡くなるまで1か月近くあるんですけども、この間に、先生は、家庭訪問を申し入れるんですね。女の子の自宅に電話をかけるんですが、「いや、もう、実家に預けましたので、今いません」というふうなことを言われて、そのまま一度も接触しなかった、そのまま亡くなってしまった、そういう経緯がありました。これも事件後、問題になりまして、大阪府は全小中学校に不登校で長期間休んでいる子供について、すぐに安否確認せよと指示をして、何人中何人がまだ接触できていませんという結果を何回か報道発表していました。やっぱり何か端緒はあるんですよ。これまでも再三言われてるんですけども、本当にちょっとしたことで、どこかで気付いていれば防げたはずのものが、ちょっとした連絡の行き違いとか、報告をしなかったということで、重大な結果につながってるんだなというような気がします。

後藤： この点について何かご意見ありますでしょうか。

山田： いろいろちょこちょこ口を出して。まず、いろんな啓発が必要だと思うんですけども、疑ったときに、その子からちゃんと話を聞けるという技術も必要で

すが、そのあと、聞いたとしても、通告しないんですよ。それがまずいんです。で、通告というのは親の糾弾だとみんな思ってる。厚労省も、いろんな国家も、通告されることは悪いことだというふうに親にメッセージを発し続けるわけです。そうではなくて、通告というのは、誰かがある子供が傷ついてるんじゃないかということを心配して行うものなんだから、通告されることは何ら悪いことじゃないんですよ。子供のためになることで、もうちょっとポジティブに情報を発信していかないと、通告されると、レッテルを貼られるとみんな思ってしまう、それはちょっと発想が違うと思います。そういうふうに思わせるような啓発というか、広報がなされすぎだと思っていて、通告されたということは、それは素直に思えないかもしれないけど、誰かが自分の子供のことを心配してくれている証拠なんだと、少なくともそう本人が思えるかどうかは別として、そういうスタンスでの発想、啓発をしていかないと、みんなが通告して間違ってたらどうしようとか、通告して親から何か文句を言われたらどうしようというて、そっちのことばかりを考えて、子供を救うという視点が余りにも薄い、だから、通告が少ないんだと思うんですね。だから、通告をもっとちゃんとするというための啓発を厚労省を中心にしてやっていただきたいと思うのと、文句ばかり言って申し訳ないんですけども、消防署という案を、私は、消防署の人に、消防署は現場に入れる人たちなので、そこで虐待があったか、ネグレクトがあったかということを現場を見てますから、搬送されて受ける医療者よりも、虐待、ネグレクトを察知する情報が多いので、消防署員たちに虐待やネグレクトの研修をすることは大事なんですけれども、安否が確認されないから消防署を使うというのは、大阪市は大阪市が消防署を持ってるから使ってるだけであって、大阪府だったら大阪府警を使えばいいわけで、ただ、市は府を、府警を使えないから、市の所轄である消防署を使ったという発想で、ああいう安易な発想は、私はちょっと違うと思うんですね。もう一つ安易だと思うのは、それは、OBを派遣するのはいいことですよ。悪いとは言わない。でも、OBを派遣されて、幾ら警察で実績のあるOBさんだとしても、児童相談所に配属されたら、児童相談所の人なんですよ。で、結局、児童相談所の人として児童相談所のバックアップをするだけであって、児童相談所と警察がきちっと連携する橋渡しにはなってくれてないのが現実です。多くの都道府県で、どこかがやり始めると、みんな右へ倣えで、OB派遣、OB派遣というて、何か、そうすると、警察との連携がうまくいくみたいな感じに、妄想、ほとんど幻想だと思うけれども、なってますけど、ちゃんとそこを対等に連携できるような協定書を結ぶなり何なりしてシステムにしなければ、誰かが、警察の組織を知ってる人が児相に入ってきたからというて、警察と児相がすごく、ちょっとのルートはできますよ、顔見知りのルートとか、その人が知ってる人、あそ

ここにあの警察官がいるから、あの人、大丈夫だよとかいってつなぐということはできるかもしれないけれども、システムとして、誰がやってもきちっと連携ができるというのを制度化しなくちゃいけないし、これは法律で担保しないと、今いろいろハードルのある個人情報だ、捜査上、刑事訴訟法だって、いろんなことがあって、みんな今までの過去のやり方とか過去の法律とか現行法とかに縛られていて、新しい発想でシステムを作ろうとならないので、子供のために何をすべきかということをもとに考えて、そのためにどういう制度が必要かという組立てをしていかないと、日本は変わらないと思います。

複数：（拍手）

会場女性： そのとおりだと思います。

山田： で、もう一つ言わせていただくと、ワンストップセンターの話が出ました。で、確かに、SACHICOやサークの試みは重要だと思います。で、女性の性暴力に対してのワンストップセンターがあるのは重要なんですけども、何度も言いますが、子供の場合は、証言自体を信じてもらえないんですよ。で、発覚するまでに、若しくは打ち明けるまでにすごく時間が掛かっているんで、時期が特定できないとか、また、暴力を使った挿入被害ではないことがあって、性器は全く傷ついてない子のほうが圧倒的なんです。私は50人くらい子供たちの診察をしてきてますけれども、そのうち性器外傷を見付けた子というのは2人か3人しかいないんですよ。それが現実です。なるべく痛くしないように、出血しないようにということを、先ほど妊娠しないように周到にやっていると聞いてはいたけれども、本当に周到に加害をしています。なので、子供の体から証拠、また、発覚が遅いから、レイプキットを使ったって、DNAが採れないという子供だってたくさんいて、なかなか物的証拠で立証はできていかないんですよ。そうしたら、子供の証言に頼らざるを得ないじゃないですか。でも、子供の証言だけでいったら、子供の証言が一部が崩れると、全部子供がうそをついてる話になったりするんで、子供の証言をきちっと聞いてあげて、でも、何度も聞くんじゃないで、1回の面接にして、そして、そこで出てきた情報から、何か親から御褒美としてプレゼントをもらったというんだったら、そのプレゼントを買ったところを裏を取るとか、いろんな捜査の仕方で、子供の証言を強化していくこと、補強証拠を作っていくことはできるわけですから、まず、証言をきちっと聞く制度が必要で、で、レイプセンターで子供の性虐待を対応しようとする、証言を聞くところのサービスが抜けてしまうんですね。なので、子供の性虐待に関しては、ワンストップセンターを、アメリカとか英語圏は子供の権利擁護センター、チルドレンズ・アドボカシー・センターというふうな形で、CACと言ってますけれども、子供の性虐待のためのワンストップセンターが必要で、そこで司法面接もできる、司法面接はきちっと子供の発達段階が

分かっている専門の面接者が聞く、それを児童相談所ワーカーと警察官と検察官が別室で聞いている、そして、その子の証言に基づいて、身体的な所見がなかろうかということ専門の医師が見る、それも性器、肛門だけを見るのではなくて、子供の場合、先ほどもありましたけど、両親から身体的暴力を受けていて、で、兄から性虐待とか、複数の虐待を受けてる子供だってたくさんいるんです。そうしたら、その子たちは、性器には外傷がなくても、身体のほうに身体的虐待の所見がある可能性もあるから、全身が見れないといけないわけです。性器、肛門だけを見ればいいんじゃないんです。そして、子供からどうやって話を聞くかということにたけてるお医者さんでなければ、子供に余計必要以上の被害を、体を触ったりするわけですから、医者が子供に対してトラウマを与える可能性がある、そういうことがないようなきちっと専門を受けた医者がある、そういった専門の面接者と、専門の医師を配属している子供の権利擁護センターというのを作っていったら、そこを子供の性虐待のためのワンストップセンターにしていかなければいけない。例えば、アメリカの場合は、もう900くらいあるんですね、そういうところが。人口数十万件に1個ずつ配置されていて、で、どういう機能を持っていなくてはいけないかというのを評価する公的な機関があつて、認定評価をちゃんと経たものに対しては認定をされて、きちっとした機関として、民間団体であっても、認定されて、地域に認められた活動をしているというような制度作りも視野に入れて、法制化も含めてやっていただければと思います。

後藤： ありがとうございます。で、時間の関係もあるんですけども、先ほど大阪の取組を御紹介して、山田先生もちょっと批判的なコメントもありまして、私も同意見なんですけれども、例えば、マンションで子供がほったらかしにされて鍵を掛けられているのを、じゃあ、児童相談所とか市町村の職員が果たして助けられるのかと、そもそも、能力的に多分無理じゃないかと、で、消防署も行ってどうするのかなという気がするんですね。基本的には警察がやらないと、助けられない話なんですよね。で、1回行って、いなくて、例えば、2時間後にも行って、いなかったら、もうドアを開けて救出するという以外にないわけですね。ですから、私らはそういうことを警察がやるんだというルールをはっきり決めて、今までも本来できるはずなんですけれども、なぜかあんまりやってないんですね。それをちゃんとはっきりさせて、ルール、法律にして、例えば、こういう情報があつたら、2時間か3時間後には鍵開けますよと、それで、もし違ったらごめんなさいねと、その場合、警察には責任ないということをはっきりさせて、警察がそうやらないと、救える子が救えないと思うんですね。あと、また、西淀川小学校の事案にしても、これはもう学校が通報しないというのが本当もう致命的な話なんですけれども、私が新聞報道で見た

ところ、何かすごい声がするから、警察に通報した人がいて、ただ、それを親がDV、夫婦げんかでしたとあって、それで、警察が信じて帰っちゃったと、そういう記事も読んだんですけれども、それはやはり情報が連携されてないからですね。学校あるいは市町村から、あるいは近所の住民から、警察にそういう情報が入っていれば、ここではちょっと虐待があるというような情報が入っていれば、そういう通報を受けた警察は、夫婦げんかですと言われても、いや、うそつけと、子供、どうしてるんだと、ちょっと子供を無事かどうか見せろと言えたと思うんですね。だから、そういう連携がされてないと、それぞれの機関に入った情報が、それぞれが、どういうわけか分からないけど、隠し持ってるというのが現状ですね。お互い虐待に関する情報を全部とにかく連絡し合って、ここの家庭にはこういう情報があるということを把握しないと、通報があっても見逃してしまうということになってしまうんですね。そういう多機関連携といいますかね、多機関連携っていろんな意味があるんですけど、本当は、あらゆるレベルで、虐待に関わる機関がもっと連携して情報を共有しないと、駄目だというふうに思います。

山田： あと、また座長に文句を言うようで何なんですけれども。

後藤： どうぞ。

山田： 警察が介入することは必要だと思うんです。ただ、そのときに、警察単独で動くと、子供の福祉に反することも起こり得るんですよ。やっぱり、どっちかという、子供より犯罪者、被疑者のほうを逮捕するための情報を取ろうとするので、子供の心理とか発達段階とかを無視した形での、というか、よく適切でない形での聴き取りとかがなされてしまう可能性があるんで、とにかく子供が被害者のときには、児童相談所と警察、子供の発達がどういうものなのかということとちゃんと知ってる人で、子供の福祉はどういうことがベストであるかということ判断できる児童相談所と警察がきちっと連携する、これをシステム化していかないと、どっちかに情報が入ったからって、どっちかが動くんじゃないで、一つの情報、一つの通告があったら、それを両者、警察、児童相談所が共有して、そして、共有してる情報に基づいて、両者が合同で調査をするという体制、だから、今、市町村と児童相談所に分かれている通告窓口を一本化して、その一本で入ってきた情報を、児童相談所と警察が両方を共有できる制度にして、その両方共有したところが合同で調査、捜査をすると、英語で言うと、ホットラインが通告を受理し、そのホットラインに入った通告が児童相談所と警察に、クロスレポートというんですけれども、両者に伝達され、で、その伝達を受けた児童相談所と警察が、ジョイント・インベストゲーションと言いますが、合同で調査、捜査をする、これがシステムになってるんですね。こういうのを是非制度化していくと、もっと的確に救えるべき命を救っていく

ことができるようになるんだと思います。

後藤： 虐待された子どもから話を聞くという場面ではまさにそうですね。警察だけでなく他機関連絡が重要な場面ですね。

私が今言ったのは、早急に子どもを助ける，親から殺されかけてる，ひどい傷を負わされている，というときには，警察が早急に動いて，子どもの命を救わなければならないということです。

山田： それはおっしゃるとおりですね。

後藤： まだまだ議論すべき問題は山ほどあるのですが，予定された時間を大幅に過ぎています。甚だ残念ですが，これでパネルディスカッションを終わらせていただきます。長時間，ありがとうございました。

以上